○農林水産省告示第千九百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年十二月一日

農林水産大臣　齋藤　健

一　解除に係る保安林の所在場所　徳島県那賀郡那賀町和食郷字北地四六五の一

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千九百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年十二月一日

農林水産大臣　齋藤　健

一　解除に係る保安林の所在場所　大分県速見郡日出町大字南畑字柏川三六一六の三・三六四四の一二四（以上二筆国有林）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千九百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年十二月一日

農林水産大臣　齋藤　健

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県上伊那郡中川村大草七二八二の七六・七二八二の八三・七二八二の八五（以上三筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、七二八二の八四（国有林）、七二八二の七三（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千九百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年十二月一日

農林水産大臣　齋藤　健

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県上伊那郡中川村大草七二八二の七六・七二八二の八三・七二八二の八五（以上三筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、七二八二の八四（国有林）、七二八二の七三（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千九百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年十二月一日

農林水産大臣　齋藤　健

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県松本市安曇四一四四の七九

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千九百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年十二月一日

農林水産大臣　齋藤　健

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県飯田市龍江七三の四・七七の三・八一の八（以上三筆国有林）、八一の二、八二の三、八二の四、八三の三、八三の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千九百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年十二月一日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和五十八年八月十九日農林水産省告示第千四百八十八号（二に係るものに限る。）

二　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長崎県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年十二月一日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

平成元年九月二十五日農林水産省告示第千二百二十一号、平成六年二月二十二日農林水産省告示第四百九号（二に係るものに限る。）

二　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長崎県庁及び雲仙市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年十二月一日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

平成元年九月二十五日農林水産省告示第千二百二十一号、平成六年二月二十二日農林水産省告示第四百九号（二に係るものに限る。）

二　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長崎県庁及び雲仙市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年十二月一日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　三重県松阪市・多気郡大台町（以上一市一町について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

松阪市（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁並びに松阪市役所及び大台町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年十二月一日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県前橋市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、前橋市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　立木に係る伐採種は、定めない。

(二)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁及び前橋市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年十二月一日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　三重県熊野市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備